宅地造成で飲用水道施設を計画する皆さんへ

上水道給水区域外又は未普及地域で宅地造成に伴い自己井戸での飲用水道施設を計画する場合、安全な飲用水供給のため次の事項にご留意ください。

①使用前は・・・

・井戸水を初めて飲用に使用するときは保健所に相談のうえ、水質検査機関等に全項目(51項目)の水質検査を依頼し、基準に適合していることを確認してください。

②水道施設は・・・

- ・塩素滅菌装置を必ず設置してください。
- ・みだりに人や動物が立ち入らないよう、柵を設け施錠してください。
- ・井戸やその周りは、定期的に清掃を行い、常に清潔保持に努めてください。
- ・雨水の流入防止等の汚染源に対する防護措置を講じてください。

③使用開始後は・・・

- ・年に1回以上、13項目の定期的な水質検査を水質検査機関に依頼。
- ・滅菌装置に消毒液に不足が無いかの確認。
- ・残留塩素測定器による塩素濃度、濁りや臭気の確認。
- ・井戸の点検(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等)を定期的に確認。

④維持管理は・・・

- ・水道施設工事関係(ポンプ、電気版、管路等)の仕様書、図面等をファイリングし保管。
- ・水道施設の故障や修繕等に関する連絡先の周知。
- ・水に異常があった場合は、直ちに使用をやめ(周知し)市水道課又は保健所に連絡してくだ さい。

以上の詳細は、別紙のパンプレット「井戸水を飲用する皆さまへ」をご覧ください。

- ■維持管理を住民の皆さんに委託する場合は・・・
- ・水道組合の設立及び料金設定等にご協力ください。
- ・水道組合設立後、維持管理等の引継ぎを行い、市水道課へ組合名、代表者、住所、連絡先を ご連絡ください。代表者が交代する場合も同様です。
- ・緊急(故障)時の連絡先(自社又は管理会社)を施設に明示してください。

■その他

・水道施設や給水人口等により水道法で届出等が必要になる場合がありますので、計画の際 は市水道課にご確認ください。

お問合せ先



白山市上下水道部水道課 Tel 076-274-9563 白山市石同新町 195-1 (松任上水道センター内)

